

## 子育て特集

月形町では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、さまざまな支援を行っています。月形町がどのような支援、助成を行っているのかをいくつか紹介します。



凡例	
妊婦	妊産婦または家族
児童	新生児・乳児・幼児
園児	園児
小学生	小学生
中学生	中学生
高校生	高校生

### 妊娠がわかつたら

#### 「母子健康手帳」の交付

##### 対象

母子健康手帳は、妊娠中の定期健診や出産時の記録、生まれたお子さんの健康診査の

記録、母親の妊娠・出産の経過や子どもの出産時からの発育状態などを記入する大切なものです。医師の検査により妊娠が確認されたら、保健センター内の保健福祉課保健係で母子健康手帳の交付を受けましょう。



※交付の際には、妊婦さんの健康状態などを確認するためアンケートの記入をしていただいています。

##### 担当係 保健福祉課保健係

サービス  
ご存じですか？スマホで母子健康手帳を見ることが  
できます（つきの「アプリ」）

お子さんの成長記録や町の



育児情報などをスマホでいつでも確認することができます。また、忘れ防止アラート機能で、お子さんの予防接種のスケジュール管理も行えます。詳しくは左記QRコードよりご確認ください。

#### 担当係 保健福祉課保健係



#### 「妊娠婦健康検査」の助成

##### 対象

妊娠婦さんの健康状態やお腹の赤ちゃんの発育を診るため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査を行います。

※一般健康診査と8回分の超音波検査、2回分の産婦一般健康診査の費用の全額を助成します。

##### 担当係 保健福祉課保健係

#### 助成内容 1回の通院につき、1,000円

##### 担当係 保健福祉課保健係



#### 「妊娠歯科検診」の助成

##### 対象

妊娠中に、虫歯菌や歯周病菌が口から体内に入り込んでしまうと、早産や低体重児出産を引き起こす可能性があると言われています。

希望される方は、事前に保健センターに申込いただき、問診票が届き次第、町内の歯科医院に予約し、問診票を持参し受診してください。

助成内容 町に住民登録がある妊婦さんに対し妊娠中の歯科検診の受診料を全額助成します。

##### 担当係 保健福祉課保健係

#### 助成「妊娠婦健診等通院交通費」の助成

##### 対象

妊娠健診14回、出産、産婦健診2回の最大17回分、通院時の交通費の助成が受けられます。

##### 担当係 保健福祉課保健係

## 支援 プレママクラブ

**対象** (2人)  
月形町での妊娠・出産・育児について妊婦さん同士で交流をします。

講師の方を招いて、ベビーマッサージやスキンケアについての講座を行っています。開催は妊婦さんに個別に連絡をしています。

希望する方には、お父さんも交えて赤ちゃんの沐浴やおむつ交換などの練習をすることもできます。

**担当係** 保健福祉課保健係



は、出産予定期または出産した月の3カ月前から6カ月間)の出産される方の対象期間分の国民健康保険税(均等割額および所得割額の全額)が免除されます。

※出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます)

**対象** (妊娠婦のみ)  
**担当係** 住民課戸籍保険係



赤ちゃんが産まれたら

**対象** (妊娠婦のみ)  
**担当係** 住民課戸籍保険係

※出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます)

**対象** (妊娠婦のみ)  
**担当係** 住民課戸籍保険係

※出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます)

**対象** (妊娠婦のみ)  
**担当係** 住民課戸籍保険係



の赤ちゃんのいる家庭の負担軽減と疾病的早期治療を促進するため、医療費の助成を行っています。

※入院時の食事代や保険適用外の治療は助成対象外です。

31日)までの通院および入院にかかる医療費を全額助成します。

**助成内容** 高校3年生(18歳に達する日以後最初の3月

助成内容

高校3年生(18歳に達する日以後最初の3月)までの通院および入院にかかる医療費を全額助成します。

**手続** 出生届

**対象** 赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、出生届を提出してください。

※入院時の食事代や保険適用外の治療は助成対象外です。

また、自立支援医療制度や指定難病など、国の医療費助成制度が優先されますので、国の制度が適用された後の自己負担額が医療費助成の対象となります。

**手続** 国民健康保険

**対象** 国民健康保険に加入している世帯で赤ちゃんが生まれたときは、国民健康保険の加入が必要になります。出生届の提出と合わせて住民課戸籍保険係の窓口で届け出ましょう。

国民健康保険以外の方はそぞれ加入の健康保険に届け出が必要です。

**担当係** 住民課戸籍保険係



のお子さんのいる家庭の負担軽減と疾病的早期治療を促進するため、医療費の助成を行っています。

※入院時の食事代や保険適用外の治療は助成対象外です。

31日)までの通院および入院にかかる医療費を全額助成します。

**助成内容** 高校3年生(18歳に達する日以後最初の3月)までの通院および入院にかかる医療費を全額助成します。

**手続** 乳幼児等医療費助成事業

**対象** (園)小(中)(高)  
**助成内容** 乳幼児から高校3年生まで

**手続** 乳幼児等医療機関通院交

**対象** (園)小(中)  
**助成内容** お子さんのいるご家庭の経済的負担の軽減を図るために、町外の医療機関(歯科・調剤薬局を除く)に通院するための交通費の一部を助成します。

町に住民登録がある中学3年生(満15歳に達す

る日以後最初の3月31日)まで

でのお子さんの保護者へ、町外の医療機関(歯科・調剤薬局を除く)に通院した際の交通費を、1日につき1,000円助成します。

※旅行中や帰省中などの通院または入院や保険適用外診療(予防接種など)は助成対象外です。

事業の詳細については左記QRコードよりご確認ください。



インターネットからでも乳幼児等医療機関通院交通費助成申請が可能です。制度内容を事前にご確認の上、申請してください。

### ○すくすくコール

産後2週間ほど経過した新生児がいるご家庭に保健師が電話で健康相談を行います。

(希望者のみ)  
○赤ちゃん訪問

生後1ヶ月頃の赤ちゃんがいるご家庭へ保健師が訪問し、お母さんと赤ちゃんの様子などを面談をしています。

対象

出産後は、赤ちゃんが生まれて嬉しい反面、お母さんの体調は不安定になります。

出産から1年未満の方を対象に、産後ケアサービスを

### ○産後ケア事業

サービス



担当係 住民課戸籍保険係

行っています。

内容は、助産師が自宅へ来てくれる訪問型と助産所へ行き、ゆっくり休むことができ通所型があります。利用料は無料で訪問型・通所型合わせて4回まで利用できます。

詳しく述べは保健係まで問合せください。

担当係 保健福祉課保健係

### ○保健師に相談しましよう

相談

保健師に相談しましよう

対象 (新生児)

保健師が赤ちゃんのいる家庭の訪問や電話での健康相談を行っています。赤ちゃんの成長、発達や子育てに関する不安などについて相談に応じています。お気軽にご相談ください。

担当係 保健福祉課保健係

### ○産婦人科・小児科オンライン相談について

相談

産婦人科・小児科オンライン相談について

対象

産婦人科・小児科オンライン相談について

町では安心して、妊娠、出産、子育てができるよう、無料で産婦人科医・助産師・小児科医にオンラインで何度も相談できるサービスをご案内しています。

担当係 保健福祉課保健係

※同日に予防接種もしくは医療受診した兄弟がいる場合は、助成は1回です。

※予防接種と同日に、診察や検査などを受けるために同じ医療機関または他の町外医療機関に通院した場合は、住民課が窓口となっている『乳幼児等医療通院交通費助成事業』のどちらかで助成となります。

詳しく述べは左記QRコードよりご確認ください。

担当係 保健福祉課保健係

相談

まんまるひろば

対象 (乳児～2歳まで)

町内在住の2歳までの赤ちゃんとその保護者の集まりの場です。離乳食教室やリトミックなどを行っています。

担当係 保健福祉課保健係

支援

まんまるひろば

開催日は町公式LINEなどでお知らせしています。

担当係 保健福祉課保健係

支援

まんまるひろば

QRコード

出産後は、赤ちゃんが生まれて嬉しい反面、お母さんの体調は不安定になります。

出産から1年未満の方を対象に、産後ケアサービスを



担当係 保健福祉課保健係

助成

乳幼児等法定予防接種通院費助成事業

町では、法定予防接種を受けるため、町外の医療機関に行っています。

通院した場合の通院費の助成を行っています。

町外へ通院した場合、交通費を1日につき1,000円助成します。

助成内容

予防接種のために

外出するため、町外の医療機関に行っています。

町外へ通院した場合、交通費を1日につき1,000円助成します。

助成

乳幼児等法定予防接種

通院した場合の通院費の助成を行っています。

## 子どもが大きくなつたら

**対象** 園(小)（4歳～小3まで）  
町では、運動能力の基礎が形成される4歳～小学3年生までの園児、児童を対象に運動教室を開催しています。



**担当係** 教育委員会社会教育係

### 「こども運動教室の開催」

## 町内の小・中学校に通う子どもの給食費無償化

**対象** 園(小)(中)  
町では、子育て世帯の経済的な負担を軽減すること、子育て世帯の定住促進や子育て支援の充実を図るため、町内小中学校の給食費無償化を行っています。

### 対象者

町内の小学校または中学校に通学している子どもの保護者

**担当係** 教育委員会学務係

### 助成料の助成事業

**対象** 小(中)  
町では、小・中学生の学習意欲の向上を図ることを目的として、英検（実用英語技能検定）および漢検（漢字技能検定）を受験する小・中学生の保護者に対し検定料の一部を助成しています。

### 助成内容

町では、小・中学生の学習意欲の向上を図ることを目的として、英検（実用英語技能検定）および漢検（漢字技能検定）を受験する小・中学生の保護者に対し検定料の一部を助成しています。

### 助成内容

町内に住民登録があり、認定こども園に通園しているすべてのお子さんの保育料・給食費を全額無償としています。ただし、一時的保育・預かり保育・時間型延長保育に係る保育料・給食費および軽食代は費用が発生します。

**※** 小学生の漢字検定は検定料の全額を助成します。

## 子ども発達支援利用者負担助成事業

**対象** 園(小)(中)(高)  
町内に住民登録があり、児童発達支援または放課後等デイサービスの受給者証の交付を受けている保護者に利用者負担額の全額を助成します。

### 助成内容

町内に住民登録があり、児童発達支援または放課後等デイサービスの受給者証の交付を受けている保護者に利用者負担額の全額を助成します。

### 助成内容

町内に住民登録があり、保健福祉課地域福祉訓練のため施設に通所する必要がある方に対し、交通費の一部助成を行っています。

### 助成内容

町内に住民登録があり、指導訓練および社会復帰訓練のため町外の施設などに通所する方に、通所1回当たり1,000円（札幌市の場合は1,500円）を助成します。

## 対象外 助成を受けようとする方と世帯員などの所得が特別児童扶養手当の支給制限の額を超えている場合など。

**担当係** 保健福祉課地域福祉

### キッズスペース

**サービス** 月形温泉ホテルの一  
角に無料のキッズスペースを設けました。  
遊具は幼児が遊べるものを中心  
に設置し、天候に左右され  
ることなく利用することができます。

**利用時間** 午前10時～午後5時まで

**休館日** 毎月第3火曜日

**問合せ先** 月形温泉ゆりかご

37-2188



**対象** 園(小)  
町内に住民登録があり、認定こども園に通園しているすべてのお子さんの保育料・給食費を全額無償としています。ただし、一時的保育・預かり保育・時間型延長保育に係る保育料・給食費および軽食代は費用が発生します。

**問合せ先** 花の里こども園

37-2155

**担当係** 教育委員会社会教育係

**※** 小学生の漢字検定は検定料の全額を助成します。

**※** 車賃以外は通所1回当たりの運賃の2分の1

37-2155

**担当係** 教育委員会学務係

**※** 小学生の漢字検定は検定料の全額を助成します。

**※** 車賃以外は通所1回当たりの運賃の2分の1

37-2155

**担当係** 教育委員会社会教育係

**※** 小学生の漢字検定は検定料の全額を助成します。

**※** 車賃以外は通所1回当たりの運賃の2分の1

37-2155

**担当係** 教育委員会学務係

**※** 小学生の漢字検定は検定料の全額を助成します。

**※** 車賃以外は通所1回当たりの運賃の2分の1

37-2155

**担当係** 教育委員会社会教育係

<b

## 町内にある子ども施設の一部を紹介します

### 月形町認定こども園「花の里こども園」

月形町認定こども園花の里こども園（保育所型認定こども園）は、両親の就労や出産や病気などにより、日中のお子さんの面倒をみることができない場合など保護者に代わって保育を行っています。

通常保育のほか一時的保育、預かり保育、時間延長型保育も対応しています。

**住 所** 樽戸郡月形町46番地1 ☎ 37-2155 FAX 37-2156

**定 員** 80名

**開園時間** 月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時30分

**休 園 日** 日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始（12/31～1/5）

※1号認定は土曜日も休園日



詳細はこちらから

### 子育て支援センター「みどりのたね」

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を行う子育て支援センターを月形町認定こども園「花の里こども園」に併設していますのでこちらもご利用ください。

### 学童保育所「きららクラブ」

学童保育所「きららクラブ」では、両親の就労や病気などの都合により、放課後に保護者が家庭にいない児童を保育しています。

**住 所** 樽戸郡月形町1064番地13（交流センター内）☎ 53-3180

**定 員** 35名

**開所時間** 月曜日～金曜日 正午（下校時）～午後6時30分  
土曜日・振替休日・長期休業期間（夏、冬、春休み）  
午前7時30分～午後6時30分

**休 所 日** ①日曜日、祝祭日、年末年始（12/31～1/5）  
②インフルエンザなどによる学校閉鎖の日  
③特に町長が認めた日（自然災害など）



詳細はこちらから

### 月形町図書館

月形町図書館には約3,000冊の絵本と約4,000冊の児童書を蔵書しています。また、毎月1回、乳幼児から小学生とその家族に絵本や紙芝居の読み聞かせを通して、おはなしの楽しさと親子のふれ合いの大切さを体験してもらうことを目的におはなし会を開催しています。

**問合せ先** 月形町図書館☎ 53-3677



### この他の詳しい支援はこちら

月形町では子育て世帯の経済的負担軽減を図るために、さまざまな事業や助成を行っています。この他の支援は、右記QRコードから「子育て支援制度ハンドブック」をご覧ください。



#### 問合せ先

保健福祉課保健係	☎ 53-3155 Eメール:hoken@town.tsukigata.hokkaido.jp
保健福祉課地域福祉係	☎ 53-3155 Eメール:fukushi@town.tsukigata.hokkaido.jp
住民課戸籍保険係	☎ 53-2323 Eメール:kokaho@town.tsukigata.hokkaido.jp
教育委員会学務係	☎ 53-3443 Eメール:gakumu@town.tsukigata.hokkaido.jp
教育委員会社会教育係	☎ 53-3443 Eメール:syakyo@town.tsukigata.hokkaido.jp